

高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高松中央商店街の区域に所在する空き店舗に新たに出店する個人創業者又は会社創業者に対し、その出店に係る経費の一部について予算の範囲内において高松中央商店街創業新規出店補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、当該空き店舗の利用促進を図るとともに、高松中央商店街のにぎわいを創出し、もってその活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人をいう。

（2） その他の法人 中小企業者に該当しない事業者であって、次のア又はイのいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事業所を有する設立登記法人に限る。以下同じ。）をいう。ただし、当該事業者が組合若しくはその連合会又は一般社団法人の場合にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のア若しくはイのいずれかを満たす法人でなければならない。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員の数が300人以下であること。

（3） 中小企業者等 中小企業者及びその他法人をいう。

（4） 個人創業者 次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア 第14条の規定による実績報告書の提出の日（以下「実績報告日」という。）までに、所得税法（昭和40年法律第33号。以下「所得税法」という。）第229条の規定による開業等の届出をする予定の個人であって、第8条の規定による補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において事業を営んだことがないもの

イ 交付申請日において、既に提出をした所得税法第229条の規定による開業等の届出書に記載された開業日から起算して5年を経過していない個人

(5) 会社創業者 中小企業者等であって、交付申請日において、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条の規定に基づき交付された登記事項証明書に記載された設立の日から起算して5年を経過していない会社又はその他法人

(6) 高松中央商店街 次のアからクまでに掲げる商店街振興組合をいう。

ア 高松兵庫町商店街振興組合

イ 高松片原町西部商店街振興組合

ウ 高松片原町東部商店街振興組合

エ 高松丸亀町商店街振興組合

オ 高松ライオン通商店街振興組合

カ 高松南新町商店街振興組合

キ 高松常磐町商店街振興組合

ク 高松田町商店街振興組合

(7) 空き店舗 高松中央商店街の区域（それぞれの商店街振興組合の定款で定めるそれぞれの商店街の区域を合わせた区域をいう。以下同じ。）に所在し、かつて店舗の用に供され、交付申請日において、未利用の状態であることを市が確認したものをいう。

2 前項第2号の規定中、「資本金の額又は出資の総額」とあるのは、基本金を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に抛出されている財産の額」と読み替えるものとする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、個人創業者又は会社創業者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 交付申請日において、高松中央商店街に出店していない者

(2) 実績報告日において、高松中央商店街で新規に出店を予定する店舗が所在する区域に係る商店街振興組合の組合員等であって、かつ、市や商店

街振興組合等が実施する商店街に関する活動その他の中心市街地活性化のための活動に積極的に参加する意思を有する者

(3) 当該店舗において、原則として週5日以上営業を行う意思を有する者

(4) 当該店舗において、開業後1年以上継続して営業を行う意思を有する者

(5) 当該店舗において、自らが経営し、事業を行う者

(6) 次に掲げる機関のいずれかにおいて、事業計画に関する経営相談を受けた者

ア 香川県よろず支援拠点（国が設置した中小企業・小規模事業者のための経営相談所をいう。）

イ 高松商工会議所

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める機関

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 交付申請日において、納期の到来した本市の市税を滞納している者又は市区町村税を滞納している者

(3) 高松中央商店街の区域において営業をしている店舗（その閉店後6か月を経過しないものを含む。）から空き店舗へ移転する者

(4) 当該店舗において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者

(5) 当該店舗において、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する連鎖化事業を行う者

- (6) 空き店舗所有者（法人の場合は法人の代表者又はその役員）と生計を同一にする者、本人若しくは2親等以内の者又は雇用関係にある者
- (7) 政党その他の政治団体
- (8) 宗教上の組織又は団体
- (9) 法人格のない任意団体
- (10) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新規に出店を予定している空き店舗の改装に係る内装工事、外装工事及び設備設置工事を行う事業とする。ただし、国、県その他各種団体等の他の補助金等と重複する事業については、補助対象事業に含まないものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次の各号に掲げる工事費の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 内装工事費 壁・床・天井の貼替及び塗装等に係る経費、空き店舗と一体となっているじゅう器の工作等に係る経費、容易に持ち運びができない機械装置・設備設置等に係る経費その他市長が必要と認める経費
- (2) 外装工事費 外壁及び店舗と一体となっている看板等の貼替に係る経費、外壁の塗装等に係る経費その他市長が必要と認める経費
- (3) 設備設置工事費 電気配線に係る経費、空調設備に係る経費、給排水衛生設備に係る経費、ガス設備・配管の設置に係る経費その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、許認可申請等に要する経費、消耗品の購入、空き店舗と一体となるものではなく容易に持ち運びが可能なじゅう器及び補助対象事業以外への転用が容易と認められる備品等の購入並びにこれらの設置に要する経費その他補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金を交付することができる者（以下「交付決定候補者」という。）を、先着順の方法により決定する場合において、当該交付決定候補者となった者に係る補助金の交付申請の額が、既に交付決定候補者となった者に係る交付申請の額を控除した当該年度の予算額の残額を上回る場合における、当該交付決定候補者に係る補助金の額は、当該予算の残額を限度とする。

（補助金の額の特例）

第7条 市長は、補助金の交付を受けようとする個人創業者及び会社創業者が、交付申請日において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業（以下「特定創業支援等事業」という。）による支援を受けた者であるときは、前条の規定にかかわらず、その者に係る補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内の額とすることができる。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、先着順の方法により、交付決定候補者を決定する場合において、当該交付決定候補者となった者が前項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者であって、その者に係る補助金の交付申請の額が当該年度の予算額の残額を上回る場合は、前条第2項の規定を準用す

る。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該店舗の改装に係る工事に着手するときまでに、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書（様式第2号）

（2） 支出予算書（様式第3号）

（3） 空き店舗の改装に係る見積書

（4） 空き店舗の改装に係る図面の写し

（5） 改装に係る工事の施工前の写真

（6） 特定創業支援等事業による支援を受けたことを確認することのできる書類（本市の特定創業支援等事業による支援を受けた場合を除く。）

（第7条第1項の規定に基づき申請をする場合に限る。）

（7） 履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合に限る。）（発行後3か月以内のものに限る。）

（8） 店舗の賃貸借契約書の写し（店舗を賃貸借した場合に限る。）

（9） 税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人の場合に限る。）（交付申請日において、事業を営んでいない個人を除く。）

（10） 交付申請日において納期の到来した本市の市税又は市町村税に滞納のないことを証する書類

（11） 経営相談報告書（様式第4号）

（12） 誓約書（様式第5号）

（13） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付するこ

とができる。

（決定の通知）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付決定通知書（様式第6号）又は高松市高松中央商店街創業新規出店補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

（契約等）

第11条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、次に掲げる契約を締結しようとする場合は、原則として、2者以上の事業者から見積りを徴取し、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を契約の相手方として選定するものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2号、第5号、第6号又は第7号の規定の趣旨を踏まえ、複数の事業者から見積りを徴取することが困難又は不適當であると認める場合は、この限りでない。

（1） 1件当たりの金額が100万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を超える売買、請負その他の契約

（2） 中古の物品の購入の契約

（着手届及び完了届）

第12条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業着手届（様式第8号）を、当該事業が完了したときは、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業完了届（様式第9号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業を変更しようとするときは、次の各号に掲げる軽微な変更の場合を除き、あらかじめ高松市高松中央商店街創業新規出店補助金変更交付申請書（様式第10号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第10条の規定により決定の通知を受けた補助金の交付予定額が増額となる変更は認めない。

(1) 次のアからオまでに掲げる条件のいずれかに該当する場合であって補助金の額に影響しない場合

ア 支出予算書の補助対象経費の区分に応じ計上された額の変更であって経費使用の効率化に資する場合。ただし、補助対象経費の区分に応じ計上された額をその100分の20の範囲内で増加又は減少させるものであって、補助対象経費の合計額の100分の20以内の額の減少である場合に限る。

イ 設置場所の変更等

ウ 代替品（交付決定の通知を受けた補助事業において導入しようとする機器が欠品等の不可効力により導入することができない場合に限る。）を購入する場合

エ 支出予算書の補助対象経費の金額欄に記載した額から値引きがあった場合又は物価高騰等の影響により増額の価格改定がされた場合

オ その他市長が適当と認める場合

(2) 次のアからウまでに掲げる条件のいずれにも該当する場合

ア 高松市高松中央商店街創業新規出店補助金実績報告書に記載され、又は記載予定の補助金の額が、交付決定通知書に記載された補助金の額を下回っていること。

イ 高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付申請書に添えた事業計画書に記載した補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、より効率的に、その補助事業の目的の達成に資するものであると認められること。

ウ アに規定するその下回っている額は10万円又は交付決定通知書に記載された補助金の額に100分の20を乗じて得た額のいずれか小さい額以下であること。

2 補助事業者は、第1項の規定による承認を受けようとする場合は、同項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 変更後の事業計画書（様式第2号）

(2) 変更後の支出予算書（様式第3号）

(3) 変更の内容を確認することのできる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、必要な条件を付し、又は第9条第2項の規定により付した条件を変更することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により提出のあった補助事業の変更の承認をしたときは、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金変更交付決定通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業中止（廃止）申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第10条の規定を準用する。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となったときは、速やかに高松市高松中央商店街創業新規出店補助金遅延等報告書（様式13号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。この場合においては、第4項の規定を準用する。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日（廃止の場合は、その廃止の日）から起算して20日を経過する日又は当該交付決定を受けた市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業実績報告書（様式第14号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第15号）

(2) 支出決算書（様式第16号）

(3) 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し

(4) 工事が完了したことを確認することのできる工事完了書、納品書等の書類の写し

(5) 補助事業の実施に要した経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し

(6) 改装に係る工事の施工後の写真

(7) 当該店舗の所在する商店街振興組合加入証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

第15条 市長は、前条の規定により提出を受けた実績報告書によりその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助事業が申請のとおり完了したことを確認したときは、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付指令書（様式第17号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

2 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(事業効果の調査)

第16条 市長は、補助事業の効果を把握するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し事業効果に関する調査を実施することができる。

2 補助事業者は当該調査に対し、速やかに応じなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。

(書類等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に係る帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整理し、当該帳簿及び書類を補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者が収入があった場合は、その収入の全部

又は一部を市に納付させることができる。

（検査等）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（重複交付の禁止）

第20条 補助事業者が、当該補助対象事業について、国、県又は市の他の補助金の交付の決定又は交付を受けた場合は、この要綱に基づく補助金は交付しない。

（交付の取消し等）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2）補助金の交付を受けた後、開業しなかったとき。

（3）開業後、1年以上継続して営業を行わなかったとき。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。

（4）第3条第2項の規定に掲げる者に該当することが判明したとき。

（5）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（6）この要綱の規定に違反したとき。

（7）前各号に定めるもののほか、不正の行為があった場合等、市長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者

（個人にあつては、所在地には住民登録上の住所、名称
には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付申請書

次のとおり、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金の交付を受けたいので、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、申請に関する情報について、市が必要な範囲で、出店を予定している商店街振興組合に情報提供することに同意します。

補助対象経費合計額（税抜）		交付申請額	
円		円	
事業名	_____商店街 空き店舗改装事業（ ）※		
加入予定の商店街振興組合			
着手・完了予定年月日	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
添付書類	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 支出予算書（様式第 3 号） (3) 空き店舗の改装に係る見積書 (4) 空き店舗の改装に係る図面の写し (5) 改装に係る工事の施工前の写真 (6) 特定創業支援等事業による支援を受けたことを確認することのできる書類（本市の特定創業支援等事業による支援を受けた場合を除く。）（第 7 条第 1 項の規定に基づき申請をする場合に限る。） (7) 履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合に限る。）（発行後 3 か月以内のものに限る。） (8) 店舗の賃貸借契約書の写し（店舗を賃貸借した場合に限る。） (9) 税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人の場合に限る。）（交付申請日において、事業を営んでいない個人を除く。） (10) 交付申請日において納期の到来した本市の市税又は市町村税に滞納のないことを証する書類 (11) 経営相談報告書（様式第 4 号） (12) 誓約書（様式第 5 号） (13) その他市長が必要と認める書類		

※事業名欄の括弧書きには店舗名を記載してください。

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

1 申請者等に関する事項

ふりがな		生年月日	西暦	年	月	日
氏名 (法人にあっては 代表者名)		(年齢)	(歳)			
所在地		(千 一)	法人：登記の所在地 個人：住民票記載の住所			
電話番号		携帯番号				
E-mail						
書類送付先住所		(千 一) ※上欄、所在地と同じ場合は記載不要				
創業の状況		該当するものに☑をいれてください。				
		☐ ①これから創業する（開業・設立予定年月日 年 月 日）				
		☐ 事業形態[☐ 個人事業 ☐ 法人 ☐ その他 ()]				
		☐ ②既に創業している（開業・設立年月日 年 月 日）				
		☐ 事業形態[☐ 個人事業 ☐ 法人 ☐ その他 ()]				
		その事業内容[]				
出店する業種 (右より選択)			1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記2～4除く） 2. 卸売業 3. サービス業 4. 小売業			
常時使用する従業員の数		人				
資本金の額		円	※法人のみ記載			
特定創業支援等事業	支援の有無		☐ 有 ☐ 無			
	支援を受けたことの分かる書類		(取得年月日) 年 月 日			
	支援を受けた市区町村		☐ 高松市 ☐ その他 ()			
	高松市で支援を受けた場合のみ		☐ 特定創業支援等事業を受けたことについて、市が、必要な範囲で確認を行うことについて同意します。			

2 事業に関する事項

(1) 店舗に関する事項

店 舗 住 所	(〒)		
店 舗 名 (予 定)			
営 業 日 ・ 営 業 時 間		開 業 予 定 日	
当該申請事業における本補助金以外の補助申請の有無	☐ 本補助金以外の補助金は受けていないかつ受ける予定もない ☐ 本補助金以外の補助金を受けている (※) ☐ 本補助金以外の補助金を申請中又は申請予定 (※)		
	※補助金名：		

(2) 出店に関する事項

経 出 緯 店 に 至 る	
選 出 定 店 理 場 所	

(3) 事業内容 (取扱い商品・サービス)

事 業 の 内 容	(※事業のコンセプトや販売商品、価格等を具体的に記載して下さい)	
市 場 動 向 顧客のニーズ		
商品・サービスの強み		商品・サービスの課題

店舗にとってプラスの外的要因	店舗にとってマイナスの外的要因
	
上記を踏まえた経営戦略	

※審査の際に重要な資料となりますので、具体的かつ分かりやすい記載を心がけて下さい。

※必要事項が様式各欄内に記載しきれない場合は、様式の各欄を適宜拡大して使用してください

(4) 収支計画書（開業から12か月間の平均月額）

項目		金額	積算根拠
売上高①		円	【売上高】
売上原価②		円	
経費	人件費(注)	円	【原価率】
	家賃	円	
	支払利息	円	【人件費】
	その他	円	
	合計③	円	(注)個人営業の場合、事業主分は含めません。
利益(①-②-③)		円	

必要な資金と調達方法

必要な資金		資金調達方法	
項目	金額	項目	金額
店舗賃借における初期投資	円	自己資金	円
設備資金(内訳) ・ ・ ・	円	金融機関借入(内訳) ・ ・ ・	円
		補助金	円
		内、本補助金	円
その他運転資金 ・ ・ ・ ・	円	親族からの借入・出資	円
		親族以外からの借入・出資	円
合計(A)	円	合計(B)	円

※(A)と(B)が同額となるよう記載してください。

様式第 3 号（第 8 条関係）

支 出 予 算 書

N O	補助対象経費の区分	支払予定先	支払予定金額（税抜）
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
ア 補助対象経費合計額			円
イ 交付申請額（1, 0 0 0 円未満切り捨て）			円

※区分：①内装工事費、②外装工事費、③設備設置工事費

※イ 交付申請額は、特例なしの場合は、ア 補助対象経費合計額の 4 分の 1 以内の額とし、特例ありの場合は、ア 補助対象経費合計額の 2 分の 1 以内の額としてください。

※補助対象経費の区分が同じ場合でも、支払予定先が異なる場合は欄を分けて記載してください。

※各経費の内訳がわかるものに、上欄の①から③に対応する数字を見積書等すべての添付書類にわかるよう記載してください。

※補助申請額は様式第 1 号の交付申請書に記載する交付申請額の金額と一致させてください。

年 月 日

（宛先）高松市長

経営相談
実施機関
所在地
職氏名
担当者

経営相談報告書

高松市高松中央商店街創業新規出店補助金の交付の申請に係る店舗の事業計画について、経営相談を実施し、その内容等について十分な検討を行ったことを報告します。

申請者氏名	
店 舗 名	
店 舗 住 所	(〒 -)
経 営 相 談 の 内 容	

※「経営相談の内容」記入欄は経営相談実施機関の担当者が記入してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所 在 地
名 称
代 表 者

（個人にあつては、所在地には住民登録上の住所、名称
には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

誓約書

高松市中央商店街創業新規出店補助金交付申請書の提出に当たり、次の事項
について誓約します。

- （１） 申請者は、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付要綱（以下「要
綱」という。）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する個人創業者又は要綱第 2 条
第 1 項第 5 号に規定する会社創業者であつて、交付申請日において、高松
中央商店街に出店していない者です。
- （２） 申請者は、新規出店する店舗が所在する地区に係る商店街振興組合に組
合員等として加入する意思があります。
- （３） 申請者は、市や商店街振興組合等が実施する商店街活動その他の中心市
街地活性化のための活動に積極的に参加する意思があります。
- （４） 申請者は、新規出店する店舗において、原則として週 5 日以上の営業を
行います。
- （５） 申請者は、新規出店する店舗において、開業後 1 年以上継続して営業を
行います。
- （６） 申請者は、当該店舗において、自らが経営し、事業を行う者です。
- （７） 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年
法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴
力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- （８） 申請者は、交付申請日において、納期の到来した本市の市税を滞納して
いる者又は市区町村税を滞納している者ではありません。
- （９） 申請者が新規出店しようとする店舗は、高松中央商店街内において営業
をしている店舗（その閉店後 6 か月を経過しないものを含む。）から空き店
舗へ移転する者ではありません。
- （10） 当該店舗において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 2 項に規定する「風俗営業」、同条
第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特
殊営業に限る。）に係る同条第 1 3 項に規定する「接客業務受託営業」を行
う者ではありません。
- （11） 申請者は、中小小売商業振興法（昭和 4 8 年法律第 1 0 1 号）第 4 条
第 5 項に規定する連鎖化事業を行う者ではありません。
- （12） 申請者は、空き店舗所有者（法人の場合は代表者又は役員）と生計を
同一にする者、本人若しくは 2 親等以内の者、雇用関係にある者であり

ません。

- (13) 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- (14) 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- (15) 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- (16) 申請者は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- (17) 申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。
- (18) 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- (19) 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- (20) 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中央商店街創業新規出店補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市中央商店街創業新規出店補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 10 条の規定により通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその内容は、上記日付で申請のあった補助金交付申請書記載のとおりとする。

2 補助対象経費の額及び補助金の交付予定額は、次のとおりとする。

（1） 補助対象経費の額 金 円

（2） 補助金の交付予定額 金 円

3 交付の条件

（1） この補助金は、要綱に基づくもので、その目的外に使用してはなりません。

（2） 補助事業に着手したときは、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業着手届（様式第 8 号）を、当該事業が完了したときは、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業完了届（様式第 9 号）を直ちに市長に提出しなければなりません。

（3） 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

(4) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業実績報告書(様式第14号)に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

(5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。

(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市高松中央商店街創業新規出店補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市高松中央商店街創業新規
出店補助金の交付については、交付をしないことに決定したので、高松市高
松中央商店街創業新規出店補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知しま
す。

交付をしない理由

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者

（個人にあつては、所在地には住民登録上の住所、名称
には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業着手届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知
を受けた補助事業に、次のとおり着手したので、高松市高松中央商店街創業
新規出店補助金交付要綱第 1 2 条の規定により届けます。

事業名	_____商店街 空き店舗改装事業（ ）※
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日

※事業名欄の括弧書きには店舗名を記載してください。

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者

（個人にあつては、所在地には住民登録上の住所、名称
には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業完了届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知
を受けた補助事業が、次のとおり完了したので、高松市高松中央商店街創業
新規出店補助金交付要綱第 1 2 条の規定により届けます。

事業名	_____商店街 空き店舗改装事業（ ）※
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

※事業名欄の括弧書きには店舗名を記載してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者

（個人にあつては、所在地には住民登録上の住所、名称
には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

高松市高松中央商店街創業新規出店補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を
受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市高
松中央商店街創業新規出店補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、関
係書類を添えて申請します。

変 更 す る 事 項		
変更の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変更後の着手・		着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日		完了予定年月日 年 月 日
変 更 後 の 補 助 対 象 経 費		円
変 更 後 の 補 助 申 請 額		円
添 付 書 類		(1) 変更後の事業計画書（様式第 2 号） (2) 変更後の支出予算書（様式第 3 号） (3) 変更後の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類

※必要事項が様式各欄内に記載しきれない場合は、様式の各欄を適宜拡大して
使用してください

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市高松中央商店街創業新規出店補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市中央商店街創業新規出店補助金交付要綱第 1 3 条第 4 項の規定により通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその内容は、上記日付で申請のあった高松市高松中央商店街創業新規出店補助金変更交付申請書記載のとおりとする。

2 補助対象経費の額及び補助金の交付予定額は、次のとおりとする。

（1） 変更後の補助対象経費額 金 円

（2） 変更後の補助金の交付予定額 金 円

3 交付の条件

（1） この補助金は、要綱に基づくもので、その目的外に使用してはなりません。

（2） 補助事業が完了したときは、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業完了届（様式第 9 号）を直ちに市長に提出しなければなりません。

（3） 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

- (4) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業実績報告書（様式第14号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者

（個人にあつては、所在地には住民登録上の住所、名称
には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付要綱第 1 3 条第 5 項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の再開予定年月日	年 月 日

様式第 1 3 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者

（個人にあつては、所在地には住民登録上の住所、名称
には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

高松市高松中央商店街創業新規出店補助金遅延等報告書

年 月 日付け高 第 号もって交付決定通知があつた補助事業について、次のとおり遅延等があるので、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付要綱第 1 3 条第 6 項の規定により報告します。

補 助 事 業 の 進 捗 状 況	
遅 延 等 の 内 容 及 び 原 因	
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第 1 4 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者

（個人にあつては、所在地には住民登録上の住所、名称
には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

高松市高松中央商店街創業新規出店補助事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知
を受けた補助事業について、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付
要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をしま
す。

補 助 金 の 額	円
着 手 ・ 完 了 年 月 日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
事 業 の 効 果	
添 付 書 類	(1) 事業実績書（様式第 1 5 号） (2) 支出決算書（様式第 1 6 号） (3) 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し (4) 工事が完了したことを確認することのできる工事完了書、納品書等の書類の写し (5) 補助事業の実施に要した経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し (6) 改装に係る工事の施工後の写真 (7) 当該店舗の所在する商店街振興組合加入証明書 (8) その他市長が必要と認める書類

※交付申請時に提出した見積書と内容が異なる場合は、支払った経費の内訳が
わかる書類も添付してください。

様式第 1 5 号（第 1 4 条関係）

事 業 実 績 書

（ 1 ） 店 舗 に関する事項

店 舗 住 所	(〒)		
店 舗 名			
加 盟 商 店 街 振 興 組 合			
営 業 日 営 業 時 間		開 業 予 定 日	年 月 日

（ 2 ） 事 業 の 内 容

補助対象事業 の内容及び軽 微な変更点	(※軽微な変更があった場合は、その内容も具体的に記載してください)
商店街にぎわ い創出に寄与 するための今 後の取組	

※ 必要事項が様式各欄内に記載しきれない場合は、様式の各欄を適宜拡大して使
用してください

様式第 1 6 号（第 1 4 条関係）

支 出 決 算 書

NO	補助対象経費の区分	支払先	支払金額（税抜き）
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			
11			
12			
ア 補助対象経費合計額			円
イ 補助対象経費合計額の 1 / 2 又は 1 / 4 の額 (1, 0 0 0 円未満切り捨て)			円
ウ 交付決定通知書に記載の補助金の交付予定額			円
エ 補助金の額 イ又はウのいずれか低い額			円

※区分：①内装工事費、②外装工事費、③設備設置工事費

※補助対象経費の区分が同じ場合でも、支払予定先が異なる場合は欄を分けて記載してください。

※イ 補助対象経費合計額の 1 / 2 又は 1 / 4 の額は、特例なしの場合は、ア 補助対象経費合計額の 4 分の 1 以内の額とし、特例ありの場合は、ア 補助対象経費合計額の 2 分の 1 以内の額としてください。

※各経費の内訳がわかるものに、上欄の①から③に対応する数字を見積書等すべての添付書類にわかるよう記載してください。

※補助申請額は様式第 1 4 号の実績報告書に記載する補助金の額と一致させてください。

様式第 17 号（第 15 条関係）

高松市指令第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市高松中央商店街創業新規
出店補助事業について、次のとおり条件を付けて補助金として 円
を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、申請のあった高松市高松中央商店街創業新規出店補助金
 交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用し
 てはなりません。
- 2 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業
 が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた
 日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければなりません。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに
 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機
 械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償
 却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 5 号）に定める
 耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで補助金の交付目的に反
 してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、
 又は廃棄してはなりません。

 また、市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合にお
 いて、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に
 納付させることがあります。

- 4 補助事業実施による効果を把握するため補助事業者に対し事業効果に関する調査が実施された場合は、補助事業者は、遅滞なく、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければなりません。
- 5 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 6 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 7 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。